

<報道発表資料>

令和7年6月23日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

京都はぐくみ憲章～子どもを共に育む京都市民憲章～

令和7年度「行動指針」周知リーフレットの発行

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、京都市民共通の行動規範として「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しています。

この度、この憲章を実践する行動の輪が一層広がるよう、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき、令和7年度の「行動指針」を定め、市民の皆様に周知を図るためのリーフレットを発行します。



【概要】

令和7年度の「行動指針」を広く周知するために、キャッチフレーズである「Let's はぐくみアクション」とともに、テーマを設定しています。

このテーマに基づく実践を推進し、笑顔広がる「はぐくみのまち・京都」の実現に向けて取組を進めます。

テーマ：L e t ' s はぐくみアクション！～みんなで声かけ、広げよう！子育て支援の輪～

「子どもたちが健やかで心豊かに育つための行動」＝「はぐくみアクション」で、子どもたちの未来を守るために一人ひとりがつながり、社会全体が笑顔になることを大切に、実践の輪を広げていきます。

京都ならではの市民力・地域力・文化力を礎とした「はぐくみ文化」を継承し、子育ての楽しさ・素晴らしさを共に感じながら、「はぐくみアクション」を実践しましょう。

- 配布時期 令和7年7月上旬から
- 配布先等 市役所案内所、各区役所・支所、市立図書館等
- リーフレット

京都市情報館ホームページで公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000342757.html>

<京都市はぐくみ憲章について>

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育むための京都市民共通の行動規範として「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しており、憲章の理念に基づく市民の日常生活に根差した実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政などのあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。



京都はぐくみ憲章ロゴ

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3866